

平成31年度 保育所等利用調整指数表

1 基本指数

番号	類型		父・母・養育者の状況			基本指数	
1	就 勤	外	月20日以上	7時間以上の就労を常態とする場合			10
				6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合			9
				5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合			8
				4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合			7
		勤	月16日以上19日以下	7時間以上の就労を常態とする場合			9
				6時間以上7時間未満の就労を常態とする場合			8
				5時間以上6時間未満の就労を常態とする場合			7
				4時間以上5時間未満の就労を常態とする場合			6
	労	自 営 (農 業 含 む)	中心者	月20日以上日中7時間以上の就労を常態			10
				月20日以上日中4時間以上の就労を常態			8
				月16日以上日中7時間以上の就労を常態			9
				月16日以上日中4時間以上の就労を常態			7
		協力者	月20日以上日中7時間以上の就労を常態			9	
			月20日以上日中4時間以上の就労を常態			7	
2	病 気 ・ 障 害	疾 病	入 院	長期の入院期間中			11
				常時病臥			10
		在 宅	一 般 療 養	重 度	常時安静又は通院頻度の高い場合		8
				そ の 他	上記以外		6
			心 身 障 害	重 度	身体障害者手帳1・2級、精神障害者手帳1級、療育手帳Aを有しているか、若しくは、これらと同程度の障害と判断される場合		
	そ の 他	上記以外の身体障害者手帳又は療育手帳を所持しているか、若しくは、これらと同程度の障害と判断される場合			6		
	3	看 護 等	最 重 度	病院等にて日中看護・心身障害者（児）の通所等			9
			重 度	居宅において常時看護及び通院介助			7
			軽 度	看護及び通院介助で保育に欠けるのが常態			5
	4	出 産		出産予定日の前6週間のかかる月初めから後8週間のかかる月末			6
5	就 学 及 び 技 能 習 得	月20日以上日中7時間以上の就学を常態			7		
		月20日以上日中4時間以上の就学を常態			6		
		月16日以上日中7時間以上の就学を常態			6		
		月16日以上日中4時間以上の就学を常態			5		
6	内 職 等	月20日以上日中7時間以上の就労を常態			6		
		月20日以上日中4時間以上の就労を常態			4		
		月16日以上日中7時間以上の就労を常態			5		
		月16日以上日中4時間以上の就労を常態			4		
7	求 職		求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合			2	
8	災 害	家庭の災害	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため保育できない場合			11	
9	そ の 他	障がい児保育を申し込んでいる児童の保護者（就労等の要件がない方）			7		
		行方不明、拘禁等			11		
		特別の支援を要する家庭（ただし、運営上入所できない場合あり）			60		

※ 番号9の「特別配慮児」を除き、主たる保護者2名分を基本指数とします。ひとり親世帯は、親の指数+10とします。

平成31年度 保育所等利用調整指数表

2 調整指数

番号	世帯の状況	調整指数
1	生活保護受給世帯及びそれに準ずる世帯（就労を要件とする場合）	+ 5
2	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯（特に自立の促進が必要な場合）	+ 5
3	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯（上記以外の場合）	+ 4
4	産休明け及び育児に伴う休業明けの場合（番号16と併用不可）	+ 3
5	多胎児で同じ市内の保育所等に新規入所・転所希望する場合	+ 1
6	兄弟姉妹がすでに入所している市内の保育所等へ新規入所・転所希望する場合（同施設での認定区分変更者を除く）	+ 3
7	認定こども園や幼稚園等の教育部分から保育所等の保育部分へ新規入所希望する場合（番号4と併用不可）	+ 2
8	小学校3年生までの児童が3人以上いる世帯	+ 1
9	現在入所している市内の保育所等から市内のその他の保育所等へ転所希望をする場合	+ 2
10	年齢上限のある市内の保育施設等の最終年齢クラスを卒園し引き続き保育を希望する場合	+ 10
11	本市より広域入所にて委託している児童が市内の保育所等へ転所希望する場合	+ 3
12	転入予定で、転入前の市町村において申請児童が市外の保育所等に入所している場合	+ 2
13	前々年度から本市にて待機している世帯（前々年4月入所希望までの新規・転所申込の場合）	+ 4
14	前年度から本市にて待機している世帯（前年4月入所希望までの新規・転所申込の場合）	+ 3
15	前年度から本市にて待機している世帯（前年5月～11月入所希望までの新規・転所申込の場合）	+ 2
16	現在、就労等により認可外保育施設に入所している場合（転入予定者を除く）（番号4と併用不可）	+ 3
17	両親がともに心身に障害を有する場合（重度）	+ 3
18	両親がともに心身に障害を有する場合（その他）	+ 2
19	申請児童が心身に障害を有する場合（重度）	+ 2
20	申請児童が心身に障害を有する場合（その他）	+ 1
21	本来の生計の主宰者が失業中の場合（ひとり親家庭を除く）	+ 2
22	保護者が重度の障害、疾病等を理由として長期入院しているなどの場合	+ 3
23	自営もしくは農業で、税務署への開業届の写し等事業の内容を証明する書類の提出がない場合	- 1
24	現在求職中で就労予定の場合	- 2
25	世帯に求職活動申立書を提出している人が基本指数者以外にいる場合（例：祖父が求職活動中）	- 2
26	利用者負担額を長期に亘り正当な理由なく滞納している世帯	- 10

(備考)

- この保育所等利用調整指数表は、平成31年度用のものです。なお、平成32年度より大幅に基本指数を見直す予定です。詳しくは、平成32年度用の利用調整指数が決定しましたら市ホームページ等でお知らせさせていただきます。
- 入所基準指数が同点の場合は、次の(1)～(8)の順に利用調整します。
 - 当該年度内に入所案内（内定）を辞退していない方
 - ひとり親世帯の方
 - 「基本指数者のうち指数が低い保護者」の基本指数の高い方
 - 「勤務時間等が短い保護者」の時間が長い方
 - 兄弟入所の状況
 - 単身赴任世帯の方
 - 祖父母の状況
 - 税階層区分の低い方
 ※勤務時間等とは、勤務証明書で証明された勤務時間・休憩時間・通勤時間を合計した保護者の拘束時間を指します。
- 「保育所等」とは、認可を受けている保育所、認定こども園、小規模保育事業及び事業所内保育事業、また、南総持寺保育園を指します。
- 番号10の「年齢上限のある市内の保育施設等」とは、たんぼぼbambi保育園、彩都敬愛保育園、さくらんぼこども園、小規模保育事業所並びに事業所内保育事業所（地域枠のみ）及び待機児童保育室みらい（平成30年度において2歳児クラスの児童含む）を指します。なお、転所決定した保育所等を辞退した場合は、番号10の加点を取り消して利用調整します。
- 番号13,14,15の調整指数加点（以下「待機点」という。）について、4月選考において希望施設の入所案内を辞退した場合は、今年度は対象外となります。（4月選考時、すでに待機点が付加されている場合、5月選考以降は付加されません。）
- 番号23について、自営協力者に該当する場合、協力者としての名前の記載があり、内容を証明する書類の提出が必要です。
- 随時受付については、入所希望月の前月10日（10日が市役所閉庁日の場合は、直前の開庁日）までに申込書を提出された方が入所審査の対象です。